

平成 2 9 年 4 月 1 4 日 開会

平成 2 9 年 4 月 日 閉会

平成 2 9 年第 2 回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

承認第 1 号	平成 2 8 年度江差町一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分の承認を求めることについて…………… P	1
議案第 1 号	江差町税条例の一部を改正する条例について…………… P	5
議案第 2 号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について…………… P	1 7
議案第 3 号	平成 2 9 年度江差町一般会計補正予算(第 1 号)について…………… P	1 9

承認第 1 号

平成 28 年度江差町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成 28 年度江差町一般会計補正予算（第 10 号）について、地方自治法（昭和
22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 28 年度予算計上したインバウンド対策に係る多言語化観光案内板・誘導表
示等作成委託事業及び町営レストラン指定管理者開業準備補助事業について、年度
内に完了することが困難となったため、平成 29 年度に予算を繰り越して事業実施
するため繰越明許費の補正予算について専決処分したことについて、議会の承認を
求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成29年 3月27日
江差町長 照 井 誉 之 介

平成28年度江差町一般会計補正予算（第10号）

平成28年度江差町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	インバウンド対策推進 (多言語化観光案内板・誘導表示 等作成委託)	2, 5 0 0
商工費	商工費	町営レストラン再開準備 (町営レストラン指定管理者開業 準備補助)	2, 0 0 0

議案第 1 号

江差町税条例の一部を改正する条例について

江差町税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 29 年 4 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正に伴い、江差町税条例を改正する必要性が生じたため。

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和２５年条例第２１号）の一部を次のとおり改正する。

第３３条第４項中「第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書
- (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第３３条第６項中「第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市（町・村）長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書
- (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第３４条の９第１項中「第３３条第４項の申告書」を「第３３条第４項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第６項の申告書」を「同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第２章第１節第６款」を「同節第６款」に改める。

第４８条第１項中「第３項の規定によつて、」を「第３項の規定により」に、「納付書によつて」を「納付書により」に改め、同条第２項中「においては」を「には」に改め、同条第３項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第５項第１号において同じ」を加え、

「提出されたときは」を「提出されたときは、」に、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって、」を「により」に、「第145条の8」を「第144条の8」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に、「法人税額について、」を「法人税額について」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「法第321条の2」を「法第321条の12」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「不足税額に、」を「不足税額に」に改め、「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に、「申請書を、」を「申請書を」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「、「被災年度」」を「「被災年度」」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第

３３項第２号イ」を「附則第１５条第３２項第２号イ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３３項第２号ロ」を「附則第１５条第３２項第２号ロ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３３項第２号ハ」を「附則第１５条第３２項第２号ハ」に改め、同条第１５項を削り、同条第１６項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１７項を削り、同条第１８項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第１６項とし、同項の次に次の２項を加える。

１７ 法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１８ 法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

附則第１０条の３第２項中「附則第７条第２項」を「附則第７条第３項」に改め、同条第４項中「第７条第１項」の次に「の規定」を加え、「附則第１２条第２１項第２号」を「附則第１２条第２１項第１号ロ」に改め、同条第５項第２号中「附則第１２条第２２項の規定により読み替えて適用される」を「附則第１２条第２４項において準用する」に改め、同条第６項中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２６項」に改め、同条第７項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９号各号」に改め、同項第４号中「附則第１２条第２８項」を「附則第１２条第３０項」に改め、同条第６号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同条第８項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３６項」を「附則第１２条第３８項」に改め、同条第９項中「に施行規則附則第７条第１１項」を「に施行規則附則第７条第１４項」に、「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２６項」に改め、同項第５号中「附則第７条第１１項」を「附則第７条第１４項」に改め、同項を第１１項とし、同条第８項の次に次の２項を加える。

９ 法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (１) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (２) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (３) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (４) 耐震改修が完了した年月日
- (５) 耐震改修に要した費用
- (６) 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に

掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成

３２年度」に、「附則第３４条の２第９項」を「附則第３４条の２第１０項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第２０条の２第４項中「第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第３６条の３第１項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書
- (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第４項中「第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書
- (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第６項中「第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）」を「同条第４項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の規定 公布の日
- (2) 附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日
- (4) 附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した

震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを町税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（町条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」「町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(2)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(3)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(3)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	江差町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(2)の項	第2号ア(2)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(2)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(3)(i)の項	第2号ア(3)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(3)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(3)(ii)の項	第2号ア(3)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(3)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第6条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2 中町条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2 を次のように改める

第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成26年第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

議案第 2 号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 2 9 年 4 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和４０年条例第３号）の一部を次のとおり改正する。

第２３条第２号中「２６５，０００円」を「２７０，０００円」に改め、同条第３号中「４８０，０００円」を「４９０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 1 号）について

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 26,882 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,536,358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 4 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成29年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	旧JR江差駅跡地汚染土壌処分	26,687				26,687		
民生費	障害者福祉費	障害者福祉システム改修	195	194				1	
計			26,882	194			26,687	1	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		510,857	194	511,051
	2 国庫補助金	165,866	194	166,060
17 繰入金		439,562	26,687	466,249
	2 基金繰入金	438,098	26,687	464,785
18 繰越金		30,000	1	30,001
	1 繰越金	30,000	1	30,001
歳入合計		5,509,476	26,882	5,536,358

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		909,867	26,687	936,554
	1 総 務 管 理 費	812,215	26,687	838,902
3 民 生 費		1,452,245	195	1,452,440
	1 社 会 福 祉 費	1,235,697	195	1,235,892
合 計		5,509,476	26,882	5,536,358

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 3 国 庫 支 出 金	510, 857	194	511, 051
1 7 繰 入 金	439, 562	26, 687	466, 249
1 8 繰 越 金	30, 000	1	30, 001
歳 入 合 計	5, 509, 476	26, 882	5, 536, 358

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	909, 867	26, 687	936, 554			26, 687	
3民 生 費	1, 452, 245	195	1, 452, 440	194			1
歳 出 合 計	5, 509, 476	26, 882	5, 536, 358	194	0	26, 687	1

(2) 歳入

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
13 国庫支出金	510,857	194	511,051
2 国庫補助金	165,866	194	166,060
2 民生費国庫補助金	3,287	194	3,481
17 繰入金	439,562	26,687	466,249
2 基金繰入金	438,098	26,687	464,785
5 旧江差線（木古内・江差間）鉄道施設等整理基金繰入金	18,118	26,687	44,805
18 繰越金	30,000	1	30,001
1 繰越金	30,000	1	30,001
1 繰越金	30,000	1	30,001
歳 入 合 計	5,509,476	26,882	5,536,358

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	194	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業補助
1 旧江差線（木古内・江差間）鉄道施設等整理基金繰入金	26,687	旧 J R 江差駅跡地汚染土壌処分
1 前 年 度 繰 越 金	1	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	909,867	26,687	936,554			26,687	
1 総務管理費	812,215	26,687	838,902			26,687	
5 財産管理費	82,233	26,687	108,920			26,687	
3 民生費	1,452,245	195	1,452,440	194			1
1 社会福祉費	1,235,697	195	1,235,892	194			1
6 障害者福祉費	568,289	195	568,484	194			1
歳 出 合 計	5,509,476	26,882	5,536,358	194	0	26,687	1

單位：千円

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	26,687	旧J R 江差駅跡地汚染土除去工事
13 委託料	195	障害者福祉システム改修委託